

令和7年度矢浜コミュニティーセンター他11館消防用設備等点検業務委託仕様書

1 対象設備の施設名及び所在地

別紙消防用設備等点検業務委託に係る事業所の名称及び所在地一覧表のとおり

2 業務内容

消防法第17条の3の3の規定に基づき、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての様式」に定めるところにより適正に行う。

・機器点検

消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項、消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防用設備等の種類等に応じ、消防庁告示で定める基準に従い確認する。

・総合点検

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じ、消防庁告示で定める基準に従い確認する。

3 保守点検回数

・機能点検 1回 (7月)

・機器点検及び総合点検 1回 (1月)

4 報告及び届出

請負者は、本業務完了に際して、点検報告書を詳細に明記するとともに、点検記録表及び消防提出報告書、その他必要な書類を添付し提出するものとする。

・機能点検報告書 各施設2部作成

・機器点検及び総合点検報告書 各施設2部作成

5 委託期間

令和7年6月2日 から 令和8年3月20日

6 緊急故障時

緊急故障時には、本市からの指示に基づき、直ちにサービスマンを派遣して緊

急点検・調査対応及び応急修理を行うこと。

また、請負者の責に帰すべき事由により、設備等に損害を与えた場合は、直ちに本市へ報告するとともに、損害を賠償しなければならない。

7 労働災害の防止

業務中の危険防止対策を十分に行い、また、作業者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。現場の作業使用面積は最小限の範囲とし、業務完了後において現況復旧すること。また、現場内は常に整理整頓を励行し、災害、盗難などの事故防止に努めること。

8 支払方法

2回目の点検報終了後、年間の点検業務料を一括で支払うこととし、請求の日より30日以内に支払うものとする。

9 特記事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって保守点検業務を実施しなければならない。また、業務上知り得た委託者及び第三者の秘密を他に漏らしてはならない。このことは本件契約の解除及び完了後においても同様とする。
- (2) 点検作業の実施に際しては、作業計画書を提出する等、事前に施設担当者と十分な打ち合わせを行った上で実施するものとする。
また、実際の作業についても、委託者に支障の無いよう十分な注意を払い実施するものとする。
- (3) 受注者が行う保守点検作業に必要な電気、燃料、水等は、委託者が無償で支給するものとする。
- (4) 保守点検作業については、受注者の営業時間内での実施とする。
- (5) 受注者は保守点検作業の実施につき、必要に応じて機器の停止を求める事ができるものとする。但し、機器の停止については予め施設担当者の承認を得ることとする。
- (6) 点検結果により、管轄消防署等からの改善命令に基づく補修・改修・部品交換等が発生した場合の対応については、別途費用によるものとする。
但し、別途費用により補修・改修・部品交換等を実施する際は、事前に施設担当者に対し状況、改善の内容及び必要性等について適切な説明を行った上でかかる費用の見積書を提出し、承認を得た上で実施するものとする。
管轄の消防署等からの改善命令によらない改善対応についても同様とする。
- (7) 本業務仕様書の解釈について疑義が生じた場合、または本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と受注者の協議により定めるものとする。

10 暴力団等不当介入に関する特記仕様事項

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（1）受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（2）（1）により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

（3）受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

矢浜コミュニティーセンター

- ・消火器具 4本

(設置場所) 1階玄関、1階湯沸し前、2階調理場、2階廊下

- ・非常警報器具及び設備 2ヶ所

(点検設備名) 操作部複合装置、増幅器

- ・誘導灯用非常電源(内蔵型)設備 6ヶ所

(設置場所) 1階玄関、1階階段前、1階コミュニティーホール(2ヶ所)
2階階段前、2階会議室

- ・配線関係

(設置名) 非常警報器具、誘導灯

●詳細は現地にて確認

向井コミュニティーセンター

- ・消火器具 6本

(設置場所) 1階玄関、1階事務室、2階湯沸室、2階廊下、屋外玄関横(2個)

- ・非常警報器具及び設備 2ヶ所

(点検設備名) 操作部複合装置、増幅器

- ・誘導灯用非常電源(内蔵型)設備 5ヶ所

(設置場所) 1階玄関、1階ホール入口、2階階段、2階パソコン教室(2ヶ所)

- ・配線関係

(設置名) 非常警報器具、誘導灯

●詳細は現地にて確認

行野コミュニティーセンター

- ・消火器具 3本

(設置場所) 1階調理室、1階階段口、2階会議室

- ・非常警報器具及び設備 2ヶ所

(点検設備名) 操作部複合装置、増幅器

- ・誘導灯用非常電源(内蔵型)設備 4ヶ所

(設置場所) 1階玄関、1階和室、2階出口、2階ホール入口

- ・配線関係

(設置名) 非常警報器具、誘導灯

- 詳細は現地にて確認

九鬼コミュニティーセンター

- ・消火器具 4本

(設置場所) 1階玄関、1階調理室、1階調理室入口、多目的ホール

- ・非常警報器具及び設備 2ヶ所

(点検設備名) 操作部複合装置、増幅器

- ・誘導灯用非常電源(内蔵型)設備 4ヶ所

(設置場所) 1階玄関、1階和室、2階出口、2階ホール入口

- ・配線関係

(設置名) 非常警報器具、誘導灯

- 詳細は現地にて確認

早田コミュニティーセンター

- ・消火器具 2 本
(設置場所) 1 階調理室、2 階調理室
 - ・非常警報器具及び設備 2 ヶ所
(点検設備名) 操作部複合装置、増幅器
 - ・誘導灯用非常電源 (内蔵型) 設備 3 ヶ所
(設置場所) 2 階玄関、多目的ホール (2 ヶ所)
 - ・配線関係
(設置名) 非常警報器具、誘導灯
- 詳細は現地にて確認

三木里コミュニティーセンター

- ・消火器具 7本

(設置場所) 1階事務所(2本)、1階湯沸室、1階調理室、1階教室前、2階ホール、2階会議室

- ・自動火災報知設備 1ヶ所

- ・誘導灯用非常電源(内蔵型)設備 7ヶ所

(設置場所) 1階正面玄関(2ヶ所)、1階廊下、2回西出口、2階階段、2階会議室、2階会議室舞台前

- ・配線関係

(設置名) 自動火災報知設備、誘導灯

●詳細は現地にて確認

古江コミュニティーセンター

- ・消火器具 8本

(設置場所) 1階ホール(2本)、1階玄関、2階調理室(2本)、2階図書室
2階湯沸室、2階廊下

- ・自動火災報知設備 1ヶ所

- ・誘導灯用非常電源(内蔵型)設備 6ヶ所

(設置場所) 1階正面ホール、1階多目的ホール(2ヶ所)、1階多目的ホール舞台
2階廊下、2階図書室

- ・配線関係

(設置名) 自動火災報知設備、誘導灯(1階)、誘導灯(2階)

●詳細は現地にて確認

賀田コミュニティーセンター

- ・消火器具 6本

(設置場所) 1階調理室、1階図書室、1階湯沸室、1階事務室、2階大会議室前、2階倉庫前

- ・自動火災報知設備 1ヶ所

- ・誘導灯用非常電源(内蔵型)設備 5ヶ所

(設置場所) 1階入口、1階ロビー、2階講堂(2ヶ所)、2階階段前

- ・配線関係

(設置名) 自動火災報知設備、誘導灯

●詳細は現地にて確認

曾根コミュニティーセンター

- ・消火器具 2 本
(設置場所) ホール、調理室
 - ・非常警報器具及び設備 2 ヶ所
(点検設備名) 操作部複合装置、増幅器
 - ・誘導灯用非常電源 (内蔵型) 設備 3 ヶ所
(設置場所) 玄関、多目的室入口、多目的室出口
 - ・配線関係
(設置名) 自動火災報知設備、誘導灯
- 詳細は現地にて確認

梶賀コミュニティーセンター

- ・消火器具 2本

(設置場所) 1階調理室前、2階通路

- ・非常警報器具及び設備 2ヶ所

(点検設備名) 操作部複合装置、増幅器

- ・誘導灯用非常電源（内蔵型）設備 5ヶ所

(設置場所) 1階玄関、1階ホール、2階階段踊場、2階ホール入口、2階ホール
出口

- ・配線関係

(設置名) 自動火災報知設備、誘導灯

●詳細は現地にて確認

須賀利コミュニティーセンター

- ・消火器具 4本

(設置場所) 1階玄関、1階湯沸室、2階調理室、2階研修室

- ・自動火災報知設備 1ヶ所

- ・誘導灯用非常電源（内蔵型）設備 6ヶ所

(設置場所) 1階玄関、1階階段下、1階和室、2階階段、2階研修室（2ヶ所）

- ・配線関係

(設置名) 自動火災報知設備、誘導灯

●詳細は現地にて確認

旧須賀利公民館

・消火器具 3 本
(設置場所) 2 階事務所前、2 階調理室、2 階舞台横

・自動火災報知設備 1 ヶ所

・誘導灯用非常電源 (内蔵型) 設備 3 ヶ所
(設置場所) 2 階入口、2 階舞台横、2 階舞台奥

・配線関係
(設置名) 自動火災報知設備、誘導灯

●詳細は現地にて確認

別紙 消防用設備等点検業務委託に係る事業所の名称及び所在地一覧表

事業所名称	事業所所在地	保守・点検内容
矢浜コミュニティーセンター	三重県尾鷲市矢浜1丁目22番地12	消火器、配線非常警報器具及び設備、誘導灯設備、配線
向井コミュニティーセンター	三重県尾鷲市向井349番地	消火器、配線非常警報器具及び設備、誘導灯設備、配線
行野コミュニティーセンター	三重県尾鷲市行野浦122番地4	消火器、配線非常警報器具及び設備、誘導灯設備、配線
九鬼コミュニティーセンター	三重県尾鷲市九鬼町255番地	消火器、配線非常警報器具及び設備、誘導灯設備、配線
早田コミュニティーセンター	三重県尾鷲市早田町25番地	消火器、配線非常警報器具及び設備、誘導灯設備、配線
三木里コミュニティーセンター	三重県尾鷲市三木里町275番地43	消火器、自動火災報知設備、誘導灯設備、配線
古江コミュニティーセンター	三重県尾鷲市古江町637番地22	消火器、自動火災報知設備、誘導灯設備、配線
賀田コミュニティーセンター	三重県尾鷲市賀田町1661番地	消火器、自動火災報知設備、誘導灯設備、配線
曾根コミュニティーセンター	三重県尾鷲市曾根町606番地1	消火器、配線非常警報器具及び設備、誘導灯設備、配線
梶賀コミュニティーセンター	三重県尾鷲市梶賀町313番地	消火器、配線非常警報器具及び設備、誘導灯設備、配線
須賀利コミュニティーセンター	三重県尾鷲市須賀利町176番地	消火器、自動火災報知設備、誘導灯設備、配線
旧須賀利公民館	三重県尾鷲市須賀利町285番地1	消火器、自動火災報知設備、誘導灯設備、配線